

電気事業法第 107 条の規定に基づく

立入検査の結果

令和 4 年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

凡例

法：電気事業法

施行規則：電気事業法施行規則

報告規則：電気関係報告規則

電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令

電技解釈：電気設備の技術基準の解釈

水技省令：発電用水力設備に関する技術基準を定める省令

火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

太技省令：発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問合せ先：九州産業保安監督部 電力安全課

メールアドレス：bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp

電話番号：092-482-5519

【水力発電所】立入検査実施件数 1件

○指摘事項 なし

【火力発電所】立入検査実施件数 3件

○指摘事項 なし

【風力発電所】立入検査実施件数 1件

○指摘事項 なし

【太陽電池発電所】立入検査実施件数 26件

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に抵触する事項
(1事業場)

主な抵触事項	関係条項など
太陽電池モジュールが割れており、その表面に焦げ跡を確認した。	電技省令第4条

○発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に抵触する事項
(14事業場)

主な抵触事項	関係条項など
<ul style="list-style-type: none">・支持物に取り付けられている付帯設備が手で押して揺れるため落下する危険があり、安全性が確認できない。・一部のアレイで、モジュールの押さえ金具のねじが緩み、当該金具の浮き上がりも発生していた。・基礎の検討がされておらず、その安全性を確認できない。	電技省令第4条 太技省令第3条 太技省令第4条第4号 太技省令第4条第5号

設置時の技術基準には適合しているものの、現行の技術基準に基づき改善が推奨される箇所については、「改善推奨事項」として設置者に対し通知した。

【送変電設備、配電設備】立入検査実施件数 4件

○指摘事項 なし

【需要設備】 立入検査実施件数 14件

○電気事業法及び電気事業法施行規則に違反する指摘
(9事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
<ul style="list-style-type: none">・ 運転又は操作基準が定められていない。・ 年次点検が行われていない（記録がない場合を含む）。・ 保安規程が確認できない。・ 必要な届出が行われていない（事業所所在地等）・ 月次点検の記録が適切に保存されていない。・ 老朽設備を取り替えること。・ 主任技術者を選任すること。・ 主任技術者の勤務実態が確認できない。	法第42条 法第42条 法第42条 法第43条

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
(7事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
<ul style="list-style-type: none">・ 高圧受電設備の出入口に立入禁止の表示がない。・ 高圧受電設備の危険表示を取り替えること。・ 低圧電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。・ 接地抵抗値が基準を満たしていない。	電技省令第23条、電技解釈第38条 電技省令第58条 電技省令第11条、電技解釈第17条

【登録調査機関】 立入検査実施件数 5件

○指摘事項 なし